

平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件  
平成27年(ワ)第25495号 損害賠償請求反訴事件  
原告(反訴被告) 阿部宣男  
被告(反訴原告) 松崎 参

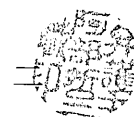
## 証拠申出書

2017(平成29)年7月11日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

被告(反訴原告) 訴訟代理人

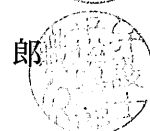
弁護士 阿 部 哲



弁護士 湯 山 花 苗



弁護士 平 松 真 二 郎



### 第1 人証の表示

1 住 所 京都市

氏 名 小 波 秀 雄

(証人 同行 主尋問時間 40分)

2 住 所 山形県山形市小白川町1-4-13

氏 名 天 羽 優 子

(証人 同行 主尋問時間 40分)

### 第2 立証趣旨

1 証人小波秀雄について

(1) 「科学的なエネルギーレベルの反応が原子核に影響を及ぼす」ことはないこ

とが物理化学の政界で広く共有された知見であること

- (2) 原告の主張は自然科学の知識と放射線の測定技術の部分で重大な無知と誤解があること
- (3) 原告らが実証実験結果と称する甲第 15 号証ないし甲第 19 号証が科学的主張として合理性を欠くものであること
- (4) 常温核融合等のいわゆる低エネルギー核反応は科学的検証によって実証された理論ではないこと

を明らかにし、原告による「ナノ銀あるいはナノ純銀と呼ばれる銀の微粒子が放射線を低減させる効果」に関する主張が、科学的裏付けを欠くものであり、「ニセ科学」と評価される言説であることを明らかにし、ナノ銀による放射線低減効果につき「ニセ科学」「インチキ科学」「似非科学」などと論評してなされた被告の表現行為が真実に基づく評価であることを立証する。

## 2 証人天羽優子について

- (1) 科学的言説を装った「ニセ科学」が社会に与える有害性
- (2) 科学と「ニセ科学」を見分ける基準
- (3) 原告による「ナノ銀による放射線低減効果」の主張が「ニセ科学」に含まれること

を明らかにし、「ニセ科学」と評価される言説に対して、「ニセ科学」「インチキ科学」「トンデモ科学」と論評した被告の表現行為が正当な表現行為であることを明らかにする。

## 第3 尋問事項

別紙尋問事項書のとおり

## 尋問事項書

証人小波秀雄について

- 1 証人の経歴，専門分野，著作物，業績について
- 2 化学反応と原子核反応の異動について
- 3 常温核融合等の低エネルギー反応の理論について
- 4 原告提出の甲第 15 号証ないし甲第 19 号証の「実証実験」に内包される問題点について
- 5 原告らによる「ナノ銀による放射線低減効果」なるものの存否について
- 6 その他本件に関連する一切の事項

## 尋問事項書

証人天羽優子について

- 1 証人の経歴, 専門分野, 著作物, 業績について
- 2 「科学」に基づく言説と「科学と紛らわしい言説 (ニセ科学)」との区別の必要性について
- 3 「科学」と「ニセ科学」を判別する基準について
- 4 「ニセ科学」がもたらす害悪について
- 5 原告らによる「ナノ銀による放射線低減効果」に対する「ニセ科学」批判の必要性について
- 6 その他本件に関連する一切の事項